

期成会



会員からのメッセージ

期成会は、東京弁護士会(以下「東弁」)内の「会派」と呼ばれるグループのひとつです。

期成会は、1959年11月、東弁内の民主化を実現するために誕生しました。その設立経緯から、現在も、会派として毅然とした主張を続けるとともに、東弁、日弁連等の要職に有為な人材を輩出するなどして、重要な役割を担っています。

東京弁護士会は、いまや会員数9,000名を超える大所帯。このような大規模な組織において、各会員の意見を正確に反映させ、まとめあげていくためには、議論の場としてのグループの存在が欠かせません。期成会は、他の大規模会派に劣らず、弁護士会に対し、様々な主張・提言を行っています。

東弁という組織の持続可能性のためには、良い人材の輩出の継続も不可欠です。

大所帯で人材発掘するのは至難の業ですが、会派は、お互いの人となりをよく理解でき、適任者発掘の良き場ともなります。

そうはいつても、「会派」などと聞くと、敷居が高いと思われる方も少なくないことでしょう。

会派には、会員弁護士同士の親睦を深める場という重要な役割もあります。

日々の業務に追われていると、横のつながりを作る機会も持てず、孤独となりがち、

しかし、それは、弁護士自身の持続可能性の点でも様々なリスクといえます。

私たち期成会では、先輩弁護士のノウハウをシェアしたり、勉強会を企画して研鑽を積んだり、レクリエーションの機会を持つなどして、会員同士の懇親を深め、お互いに助け合える場を積極的に設けています。

あなたも、私たちと一緒に、楽しみながら、より良い弁護士会を作っていきませんか。



会員メッセージ

由美子 *Yumiko Hara*

期成会会員は、こんなところでも活躍しています！

おなじみの判例百選に掲載された事件でも、多くの期成会会員が活躍しています。

最高裁平成5年3月16日判決 憲法判例百選 I No.88 教科書検定～第1次家永教科書事件上告審	最高裁平成10年12月17日判決 行政判例百選 II No.166 風俗営業許可と第三者の原告適格
最高裁平成7年2月22日判決 憲法判例百選 II No.174 内閣総理大臣の職務権限～ロッキード事件丸紅ルート	最高裁平成8年4月26日判決 民法判例百選 II No.72 誤振込金の返還請求と預金債権
東京高裁平成9年9月16日判決 憲法判例百選 I No.30 同性愛者に対する公共施設宿泊拒否～東京都青年の家事件	最高裁平成14年6月10日判決 民法判例百選 III No.75 「相続させる」旨の遺言と登記
最高裁平成14年9月24日判決 憲法判例百選 I No.62 プライバシー侵害と表現の自由～「石に泳ぐ魚」事件	最高裁平成17年4月14日判決 刑事訴訟法判例百選 No.67 遮へい措置・ビデオリンク方式による証人尋問
最高裁平成15年9月12日判決 憲法判例百選 I No.18 講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害	最高裁平成9年2月28日判決 労働判例百選 No.22 就業規則の不利益変更の拘束力～第四銀行事件
最高裁平成27年12月16日判決 憲法判例百選 I No.29 夫婦同氏制の合憲性	大阪地裁平成18年6月21日判決 医事法判例百選 No.18 血液製剤によるC型肝炎罹患と国・製薬会社の責任

※期成会会員が担当した事件のごく一部です。なお、他弁護士会、他会派の弁護士が参加されているものも含まれます。

西嶋 勝彦 *Nishijima Katsuhiko*



袴田事件とはどのような事件ですか。
 静岡県の味噌製造会社の専務一家4名が殺害・放火された事件です。住込み従業員で元ボクサーだった袴田巖氏が事件から2か月後に逮捕され、連日の厳しい取調べにより一旦は自白したものの、後日自白を撤回し公判で無実を主張しました。死刑判決が確定後、静岡地裁が再審開始決定、死刑の執行停止、拘置の取消しをしたことで、袴田氏は48年ぶりに釈放されました。このニュースは世界を駆け巡りましたが、東京高裁は決定を取り消し、再審請求を棄却しました。争点は、事件から1年2か月後に味噌樽の底部から発見された5点の血痕付着の衣類が、警察による捏造ではないかということです。再審開始決定はDNA鑑定、衣類の血痕付着の不自然さから捏造を肯定しましたが、高裁はこれを否定しま

した。最高裁は高裁の審理不尽を認め、血痕の色調変化の解明を求めて破棄差戻しており、現在は東京高裁で差戻し審の審理が大詰めを迎えています。どのように冤罪事件に取り組んでいるのですか。
 自分は無実だという本人の訴えが出发点になります。弁護人として必ずしも最初から無罪だと確信してスタートしているわけではありません。支援者や専門家などの協力も得ながら、新しい観点から記録や証拠を見直すなかで、新たな論点、新たな証拠を発見していくのです。期成会とはどのような存在ですか。



人権課題と弁護士会の民主化を追求する清廉な団体だと思っています。気心の知れた仲間と議論し、共に活動できる場所がいいですね。会内の研究会などで若い皆さんと楽しく有益な活動もできる貴重な場でもありますね。最後に若手弁護士に一言お願いします。
 若手の皆さんには、ぜひ様々な場所に積極的に顔を出して欲しいです。一つ一つの事件を丁寧に処理して信頼を得る、そして期成会のような交流の場に参加し、研究会などを通じて新しい分野へ挑戦し、人的交流(研究者など)を広げて欲しいと思います。(インタビュー/油原 麻帆)

Profile

西嶋 勝彦 弁護士
 1965年東京弁護士会登録(17期)
 1982年日弁連拘禁二法案対策本部事務局長
 1986年東京弁護士副会長
 1987年日弁連常務理事
 (1990～1991年期成会代表幹事)
 1993年東京弁護士常議員会議長



宮川 光治 *Miyakawa Kaji*

最高裁判事に就任される前は、どのような弁護士でしたか。

元々名古屋で修習中に四日市公害訴訟の準備に関わったことがきっかけで、弁護士になって10年間、公害事件に取り組み、全国公害弁護団連絡会議や青年法律家協会の公害研究会の活動を担いました。その後、ビジネス法の分野で仕事をしながら、日弁連や東弁で司法修習・司法改革・法科大学院創設・綱紀懲戒制度の整備などの仕事に力を注ぎました。

最高裁判事に就任されて、司法のあり方について、何か感想を持たれましたか。

予想していたより自由に意見を言うことのできる環境でしたが、煌めくような憲法的知性に心動かされたことはありません。憲法判断について、立法府への「敬讓」が過ぎるような思う場面もありました。他方で、近年の米国連邦最高裁が「右翼的な司法積極主義の冷たい雨」の中にある(R・ドゥオーキン)状況を見ると、党派性の影響を徹底して排除するという制度には価値があると思います。今も難しく重い課題を考えています。

期成会について、どのようにお考えですか。

昔、たいへん素晴らしい先輩が多数いて、閉塞的な「ボス支配」の蔓延した弁護士組織の改革に情熱的に取り組んでおられ

ました。私は導かれそうした活動の一端を担い、執行部を勤めたこともあります。期成会が当時のように鋭い時代感覚を有する創造的で活き活きとした会派であり続けることを期待しています。

最後に、若手弁護士に対してメッセージをいただけますか。
 あらゆる職業の未来は不確実です。しかし、弁護士職は「公共」に直結しており、取り組むべき課題は変化しますが、役割期待・存在意義は高まっていくでしょう。「永遠に生きるかのように学び」、変化に対応する技術を身につけることが大切です。時代を先取りするような分野に挑戦し、誇りと気概をもって仕事をして、社会の期待に応えてください。

(インタビュー/加部 歩人・芹澤 眞澄)



Profile

宮川 光治 弁護士
 1968年東京弁護士会登録 1989年司法研修所民事弁護教官 1993年東京弁護士会司法修習委員会委員長 1995年日弁連編集委員会委員長 1996年日弁連司法基盤整備・法曹人口問題等基本計画策定協議会会長 2003年最高裁判法修習委員会委員 同年法務省司法試験実施に係る研究調査会・在り方検討グループ委員 2005年日弁連懲戒委員会委員長等 2008年9月3日から2012年2月27日まで最高裁判所判事。



若手の会にご参加ください！

期成会若手の会は、登録10年目までの期成会会員による、「研鑽と懇親」を目的とした団体です。若手の業務に必要と思われる実務や、会員が関心を持っている事柄に関する研修が毎月のように開催されています。各種研修は日弁連や東弁の研修でも十分に賄えると思うかもしれませんが、若手の会では会員と近い関係の講師をお呼びすることも多く、気軽に質問ができ、特に研修後の懇親会では研修内容にとどまらず、弁護士としてのマインドや学者からみた実務についての話など、普段なかなか聞けない話を聞くことができます。また、お花見やBBQなどのイベントの他、全国各地の若手弁護士との交流などの懇親企画もあります。みなでわいわい楽しく過ごしつつ、日々の業務の相談ができたり、ストレスの多い仕事の息抜きの場になるように、との思いで開催しています。

若手の会で知り合った縁で、一緒に仕事をすることもありますし、業務外の様々な活動をする仲間ができたりもします。ぜひぜひ気軽に参加してみてください。



2021年度の年間行事 (定例の運営委員会は除きます)

- 5月 新人弁護士歓迎会
- 6月 勉強会(刑事弁護／講師・期成会会員)
- 7月 勉強会(相続法／講師・期成会会員)、日弁連執行部意見交換会
- 9月 勉強会(相続法／講師・同前)
- 10月 他会派周年行事出席、他会派主催ゴルフ大会、日弁連人権擁護大会、勉強会(相続法／同前)
- 11月 勉強会(倒産法／講師・大学教授)、他会派主催カートバトル大会、勉強会(相続法／同前)
- 12月 勉強会(金融法／講師・期成会会員)、東弁執行部訪問、政策意見交換会(共催)
- 1月 勉強会(入管法／講師・東弁会員)
- 3月 東弁次期会長意見交換会(共催)、総会、勉強会(憲法／大学教授)

パンフレット制作プロジェクトチーム

芹澤 眞澄 大森 夏織 *磯谷 文明 村田 智子
鈴木 敦士 内村 涼子 加部 歩人 油原 麻帆 *座長

期成会連絡先

期成会事務局
東京都千代田区有楽町1-6-6小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内 TEL 03-3580-6103